生活保護法及び中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援 に関する法 ※ 医療機関 介護機関 助産師施術者

処分届書

次のとおり処分を受けましたので届け出ます。

指废機関等	番   号	
	名 称(氏名)	
	所在地(住所)	
処分等の	の種類及び その年月日	

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

届出者

氏 名

## 注意事項

- 1.この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
  - ① 病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合
  - ② 医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
  - ③ 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合
  - ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、居宅介護(地域密着型含)事業者、介護予防(地域密着型含)事業者、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が処分を受けた場合

## 記載要領

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業所等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で 記載してください。
- 5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許若 しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所である か判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載し てください。
- 6.「処分の種類及びその年月日は」は、生活保護法施行規則第14条に規定する 処分及びその処分を受けた年月日を記入してください。
- 7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。